

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 30 年度 9 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9 月度の受付台数は 11,539 台で前年同月比 88.4%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定期検査報告書の記載文字について

定期検査報告書及び検査結果表などの定期検査報告関連書類の記載について、大変小さな文字フォントで記載されているものがあります。協議会での内容確認等で大変見づらく困っています。文字フォント「9」より小さいフォントは使用しないようお願いいたします。また、ページ数削減等のための縮小もご遠慮願います。

2. 既存不適格の判定が前回と異なる場合について

既存不適格の改善の場合は特記事項欄へ改善策の具体的内容等を記載いただいておりますが、既存不適格の改善工事等は行っておらず、判定の結果が前回と異なる場合は、検査結果表に、前回と異なる理由を記載するよう弊協議会ではお願いしています。

例えば、検査項目 2(3)主索又は鎖について

①前回：「既存不適格」 今回：「指摘なし」…特記事項へ「改善工事の内容」又は「強度計算の確認が取れた為」等を記載

②前回：「指摘なし」 今回：「既存不適格」…検査結果表の余白又は別紙へ「強度計算の確認が取れない為」等を記載

3. 京都市の小荷物専用昇降機の報告書第二面第 1 項「昇降機に係る確認済証交付年月日等」の記載について

京都市への小荷物専用昇降機の報告書の既存物件(平成 28 年 5 月 31 日以前)については、
①建築物の検査済証を受けている場合(建築物と同時期設置)は、その検査済証の写しを添付の上、第二面第 1 項(昇降機に係る確認済証交付年月日等)に建築物の確認内容を記載願います。

②建築物の検査済証を受けていない場合や、建築物と設置時期が異なる場合は、「昇降機(小荷物専用昇降機)の定期検査報告時期について」の書類の写しを添付(前回月報でお知らせ)するのみで第二面第 1 項は記載しないで下さい。

4. 弊協議会ホームページ更新について

「帳票ダウンロード」と「よくある質問」の記載内容を見直し訂正しています。ご確認ください。

以上